

## 平安女学院大学における公的研究費の使用に関する行動規範

この行動規範は、本学教職員が公的研究費を使用する上での行動の指針を明らかにするものである。

1. 教職員は、公的研究費の使用にあたっては、関連の法令・規則及び本学の定める規程等を遵守する。
2. 教職員は、公的研究費の不正使用を防止するために、透明性を確保した管理・監査体制を整備する。
3. 研究者は、公的研究費が国民の税金等を原資とするものであることを認識し、適正かつ計画的・効率的な使用に努める。
4. 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行管理を行う。
5. 教職員は、常に不正発生の要因除去に努め、また不正使用を知った場合は、速やかに通報窓口に通報する。

### 附則

- 1 この規程は、2014年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、2022年4月1日から施行する。